

広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第九号

##### 広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例の一部を改正する条例

広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例（昭和四十四年広島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「普通課程の」を「普通課程（国から委託を受けて行う訓練に係るものを除く。以下この項において同じ。）の」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。